

ジェイアールバス東北本部

第25号 2025年3月24日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内
NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3982
発責：佐藤 秀一 編集：情宣部

申6号「育児・介護休業法改正に伴う 就業規則の改正等に関する申し入れを行う！」

JR東労組バス東北本部は、3月21日にジェイアールバス東北会社から「育児・介護休業法改正に伴う就業規則の改正」等について説明を受けました。

2025年4月1日実施の育児・介護休業法改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充する就業規則の改正です。仕事と育児の両立が難しいなかで、安心して働くことができる環境をつくり出すための制度と認識しています。

また、保存休暇の取得要件の見直しは、これまで職場から改善を求める声も多く、労使で議論を行ってきた経緯もあり、私たちの要求が実現したと認識しています。

しかし、本就業規則改正について、4月1日実施にもかかわらず、JR東労組バス東北本部に対する説明が直前になったことは、この間積み上げてきた労使議論の形骸化であり、強い問題意識を持っています。

したがって、本施策をより良いものとするために組合員・社員の不安や不満を解消し、仕事と育児の両立と働きやすい職場をつくり出すため、下記のとおり申し入れを行いました。

～申し入れ内容～

1. 子の看護休暇の見直しを実施する目的と問題意識を明らかにすること。
2. 所定外労働時間の制限(残業免除)対象を拡大する理由を明らかにすること。
3. 保存休暇の見直しを実施する理由を明らかにすること。
4. 組合員・社員に対して、就業規則の改正内容と運用方法を丁寧に説明すること。
5. 全職場において組合員・社員が利活用できる環境を整えること。
6. 本就業規則改正に伴い、年次有給休暇等の取得の妨げにならないようにすること。
7. 本就業規則の改正について、改正直前での説明となった理由を明らかにすること。
また、再発防止に努めること。
8. 施策等について組合員の不利益とならないように、施策実施までのスケジュールを考慮し、労使議論の時間を十分に確保すること。
9. 本就業規則改正以降、課題等が発生した場合は、改めて労使議論を行うこと。

職場で議論し、安全で安心して働ける職場をつくりだそう！